（７面）

注　意　事　項

1　刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　刀剣類は、この許可証に記載されている用途に供するかその他正当な理由がある場合以外には、これを携帯し、又は運搬してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに許可証の書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　1　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
2　用紙は、洋紙とすること。
3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面を貼り付け、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること
4　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該刀剣類につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
5　許可の有効期間欄には、法第４条第１項第８号及び第９号の許可に係る刀剣類について記載すること。
6　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
［削る。］
7　許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

現品引渡者欄

この許可証記載の刀剣類を引き渡しました。
年　月　日

引渡者
住所
氏名

許可の条件	年月日

（６面）

（７面）

注　意　事　項

1　刀剣類を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。

2　刀剣類は、この許可証に記載されている用途に供するかその他正当な理由がある場合以外には、これを携帯し、又は運搬してはならない。

3　許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに許可証の書換えの申請をしなければならない。

4　許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

備考　1　表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
2　用紙は、洋紙とすること。
3　表紙の裏面に１面の用紙の裏面をはりつけ、２面の用紙の裏面が３面に、４面の用紙の裏面が５面に、６面の用紙の裏面が７面になるようにすること
4　１面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該刀剣類につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
5　許可の有効期間欄には、法第４条第１項第８号及び第９号の許可に係る刀剣類について記載すること。
6　所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第４条第５項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
7　引渡者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
8　許可の条件欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

（５面）

検査欄	検査年月日	検査者印	検査年月日	検査者印

現品引渡者欄

この許可証記載の刀剣類を引き渡しました。
年　月　日

引渡者
住所
氏名

許可の条件	年月日

（６面）